

博物館施設群を全体として強化するために 登録制度によるスタンダード設定とネットワークによる機能強化

著者	佐久間 大輔
図書名	日本の博物館のこれからII 博物館の在り方と博物館法を考える
開始ページ	39
終了ページ	47
出版年月日	2020-08-31
URL	http://doi.org/10.20643/00001484



第一部 博物館の役割・機能と博物館法

博物館施設群を全体として強化するために 登録制度によるスタンダード設定とネットワークによる機能強化

大阪市立自然史博物館 佐久間 大輔

はじめに

現在の法制度の中で博物館法上に規定される「博物館」は、博物館法 10～16 条に規定される「登録博物館」と、雑則として 29 条に規定されている「博物館相当施設」である。しかし、登録博物館が 895 館、博物館相当施設が 361 館であるのに対し、博物館と類似の事業を行う「博物館類似施設」と呼ばれる館は 4,434 館にのぼる。これら全体を博物館と考えれば、合計で 5,690 館の中で法に規定される博物館は 22% にとどまっている現状にある（平成 27 年 10 月現在）。

しかし、その多くは小規模施設であり、中央値で言えば学芸員数 1 名、常設展示への年間入場者数 5000 人未満という（平成 25 年博物館総合調査）。こうした小規模施設の経営余力は小さい。多くが公立博物館であり、かつ地方行政の財政悪化、あるいは高齢化や過疎化のために、人件費を含む経常経費が削減されている。こうした危機的な状況は小規模館ばかりではない。都市部の大規模・中規模の博物館でもまた、学芸員の非正規化が進行し、指定管理者制度の導入や方針を欠いた経費削減などにより、安定的な経営が蝕まれている。

昭和 48 年に告示された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」は、学芸員の配置や面積といった博物館の外形的な最低限の必要要素の目安になっていたが、平成 15 年に「公立博物館の設

置及び運営上の望ましい基準」として改定され、大綱化されると、博物館の運営はより地方自治体の裁量に委ねられた。これは一連の地方分権化の一環であったが、行政の中での博物館への評価観点に課題が大きく、博物館を改善し強化するためには博物館のスタンダードを打ち出し、方向性を示す必要が生じた。こうした中で日本博物館協会「博物館の原則・博物館の行動規範」が 2012 年に示されたが、理念的な基準でもあり、具体の活動に影響を与えることは難しい部分がある。

個別の博物館を改善・強化するためのスタンダードが必要になる一方、個々の博物館だけでは解決がつかない課題も多く生じている。2011 年東北地方太平洋沖地震による東日本大震災を始めとし、2016 年熊本地震や台風などによる水害など、近年多発している災害による文化財被害は個別の博物館による対応能力を超え、文化遺産防災ネットワークなどの連携を充実させる必要が生じた。ネットワークによる取り組みは防災に限らない。文化遺産オンライン、サイエンスミュージアムネット、JAPAN SEARCH といったデジタルコンテンツ、文化観光にむけた地域コンテンツの発信、博物館を核とした地域づくりに関連した事業など様々な事業で多数の博物館が協力・連携することが常態化している。実際、こうしたネットワーク活動は個々の博物館単独では実現できない社会貢献を可能にしている。同時に博物館が得ている

利益や成果も少なくない。

このような現状をふまえ、現在の全国の博物館活動を改善・強化するためには、人材の充実と経費や施設の向上は当然のこととして、制度面としては「各博物館の活動を向上させるための指針となるような自律的スタンダードの作成」、「博物館のネットワーク化を制度的に取り入れる仕組み」の2つが必要になるのではないかと考える。人材については別項に譲り、本稿では制度面での改善として上記2点を考える。

博物館スタンダードとしての 博物館登録制度の可能性

博物館の質を保つための仕組みには様々なものがある。「博物館の原則・博物館の行動規範」は博物館業界の内部合意としてのスタンダードであった。一方で、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（昭和48年）は文部省告示、という行政府からの指示という側面があり、その後の基準は地方自治との関係で大綱化されたものの、引き続きスタンダードとして機能した。もう一つ、現行の博物館法において博物館に一定の質をもたせる仕組みに博物館登録制度がある。この制度は、しかし、現状でいくつかの問題点がある。たとえば、教育委員会への所属を要件としているが、平成26年の法改正により、教育委員会を首長部局内に置くことが可能となっており、設置要件として妥当かどうか課題が生じている。かねてより博物館現場からは「博物館登録制度は形骸化している」という批判も多かった（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議、2007）。博物館の質を保つための制度として登録制度の存続を求める意見（日本学術会議 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-3.pdf>

2020.3参照）もあったが、結局、平成20年の法改正では改正されることがなく、参議院では登録制度の見直しについて付帯決議がされていながらも、先送りとされたまま現在に至っている。このように、登録制度は博物館の改善のためのツールとして各方面から改正を待ち望まれていながら実現していない状況にある。

博物館登録認証の近代化の必要性

博物館登録制度は博物館法上で博物館と認める基準であり、文化・博物館施策の基礎としても唯一のものである。現在でも博物館向けの補助金や研修参加には登録博物館または相当施設であることが条件になることが多い。このようにこれまでも、登録制度は博物館の一定の質を担保するためのツールとみなされている部分がある。

しかし、現状の登録制度は前項で問題点が指摘されている「教育委員会所管」要件の他、資料の存在、学芸員や館長の配置、固有の施設、開館日数、といった極めて外形的な基準で判定されており、「博物館の活動」を評価するものとなっていない。しかもその審査は新規登録時のみであり、数十年前に審査されてずっと登録博物館を名乗っている館が多く、「現在」の博物館を評価できていない。他にも、教育、研究、ガバナンスなどを評価できていないといった多くの問題点がある。

公益財団法人日本博物館協会（2017）は、博物館法改正時の付帯決議などを受け、博物館登録制度改正に向けた研究会を設置し、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」として報告書を刊行している。同報告書において強調されている論点の一つが、活動の改善につながる、評価格付制度にするという点であった。博物館法では改正により評価改善の仕組み導入など、活動の質の改善を促している。それならば、登録制度という外部の目が入る機会も活用すべきだというものであった。

またほぼ並行して、「日本学術会議史学委員会博物館・美術館の組織運営に関する分科会」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t243-1.pdf>

2020.3 参照)も提言をまとめ、登録制度に関する課題をあげている。学術会が提言にあげた登録制度の課題は、1) 博物館法が独立行政法人を想定していなかったために「全国の博物館行政を指導すべき国立館が『博物館』ではない」という矛盾、2) 教育委員会所管要件の現状との矛盾の2点を上げており、合わせて研究機関としての機能拡充と学芸員資格の課題を上げている(廣野, 2018)。

日本博物館協会の報告書ではこれらの課題解決を含めた「新登録博物館制度」を素案として提出している。その制度の基本は以下のようなものである。

- ・博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計
- ・すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要。
- ・審査基準の柱は、経営・資料・交流とし、現行の登録博物館と相当施設を包含できる、小規模館でも対象となる規模によらない基準であり、博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計を目指す。

こうした設計のもとで具体の審査に向けた設計を進めている。

新登録博物館制度により期待される変化

新登録博物館制度により、現在の登録・相当施設がカバーされれば、活動を含めた健全な博物館の基準とすることができる。「新登録博物館制度」が博物館運営の「適格性」の根拠とすることができれば、補助金や交付金の対象に引き続きできるほか、新登録博物館を様々な優遇措置の根拠にす

ることも妥当性を持つものにできるだろう。

更に踏み込むのであれば、大学博物館や国立博物館などにも新登録制度のもとで、登録博物館として博物館界の質の担保に協力をいただきたい。これは、補助金などの競争的資金や文化庁などの様々な研修の対象にこれらの博物館も対象になっている現状もあるが、日本の博物館総体としてのスタンダードを形成していくために国立博物館にも参加してほしいからだ。国立博物館の中にも、地方自治体が一部経費を支出している例も少なくない。これらも統一的に登録博物館とするほうが制度的な矛盾は少ないのではないだろうか。また地域博物館の中にも、研究環境確保のため大学併任として学芸員を置きつつ、登録博物館とするために教育委員会籍の職員を残すという運用をする場合もある。登録博物館の要件から教育委員会管轄がなくなり、大学博物館として、登録博物館にしてしまうほうがシンプルだろう。アメリカの地方博物館の多くが地方自治体から出資されていつつも大学機関であることを見ても無理のない形である。

新たな登録博物館制度を競争的資金や研修、あるいは交付金など、国策としての優遇措置を与える可否を判断するための基準として活用するのであれば、2点ほど新登録制度について検討すべき点がある。一つは、登録博物館制度の公益的・公共的性格の表明だ。制度が単なる博物館の格付けではなく、公益を目的とした博物館振興にあることをはっきりとうたい、そのもとに選定された登録館の公益的、公共的責務を示す事が必要と考える。登録により博物館は設置者の与えた限定された使命を超えて、公益・公共的な役割を担うことになる。もう一点は、博物館の適格性の審査を誰が担うかという点である。現在は、地方自治体内で独立した位置付けの教育委員会が担うが、全国的な基準が統一されないという問題がある。政府

からの独立性を重視すれば、イギリスで英国博物館協会（MA）が認証を担うように、日本博物館協会など業界専門集団による審査体制を真剣に検討すべきだろう。

なお、博物館登録制度研究の報告書では、博物館の改善のためには登録博物館になって完成ではない。新登録博物館制度では一定の基準（ミニマム・スタンダード）を満たした博物館が、更に改善をすすめ、より望ましい基準（ハイアー・スタンダード）を目指すことを求められるような、工夫の組み込みが想定されている。

博物館のネットワーク化の必要性

博物館法には他の博物館との相互関係について言及していない。平成23年「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省、http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282457.htm 2020.3 参照）には、家庭及び地域との協力が書き込まれた一方、他の博物館との連携は6条、7条の展示及び研究での定型的な協力の記述にとどまっている。一方、図書館において

は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省、http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm 2020.3 参照）の中で、かなり詳細に図書館全体の連携や協力を記述している。両者の違いは比較するとよく分かる（表1）。

図書館では市町村は「住民に対して適切な図書館サービスを行う」図書館を、都道府県は「当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行う」と役割をかき分けて示している。さらに連携の項を設け、国立国会図書館や学校図書館、大学図書館との連携も記述している。図書館ではこうしたネットワークにより、相互貸借に始まり、蔵書システムの相互接続から人材育成のための研修や緊急時のレスキュー体制に至るまでの広域的な補完機能が確立されている。

博物館においては「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年）に「都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、

表1. 図書館と博物館の連携体制に関する記述。

	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2012）	「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（2011）
都道府県立と市町村立の区分	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村図書館は「住民に対して適切な図書館サービスを行う」 ●都道府県図書館は「当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行う」 →役割を区分	<ul style="list-style-type: none"> ●市（特別区を含む。）町村は「その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする」 ●都道府県は「博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。」 →規模により取り扱う分野の大小を述べるにとどまる
連携	<ul style="list-style-type: none"> ●資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進 ●国立国会図書館、議会図書室、学校図書館及び大学図書館との連携にも言及 ●学校、社会教育施設、行政機関から民間との連携まで幅広く想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資料の収集、保管及び展示等のための他館や研究機関等との連携 ●学校、他の博物館、社会教育施設、行政機関、関連法人、民間事業者等との「事業実施に当たって」の連携を一般論として記述。 ●国立博物館や大学博物館、大学などの研究機関との連携の記述なし。 ●利用者及び地域住民等も発表の場提供にとどまる
人事交流	上記関係機関と計画的な交流	記述なし
研修	市町村：研修に参加 都道府県教委：域内の職員資質向上のための研修を企画	都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させる

その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。」とされ、博物館の取り扱う分野の大きさを述べるにとどまっている。連携についてもごく一般的な記述にとどまっている。

博物館においても、相互のネットワークは所蔵資料の相互貸借、企画展の共同企画から開催、研修などの人材養成から災害時のレスキューに至るまで重要である。都道府県の博物館協会などの活動が活発に行われている地域においては、都道府県立の博物館に事務局的作用がある場合が多い。しかし、ネットワーク事業の活性化は事務量と比例し、地域によっては消極的になっている場合も散見される。これは、連携活動に法令的な根拠がなく、その予算も十分に交付されていないことが影響しているだろう。国立国会図書館や大学図書館と図書館の連携同様、博物館でも国立博物館群と博物館との連携を進めていく必要がある。法令や「望ましいあり方」などに国立の博物館や試験研究機関との連携を記入しておくこととともに、国立博物館独法の中期計画や使命書にも、地域と協力する使命を書き込むことが必要だろう。連携が本来業務であることの位置づけを明確にしたい。

上記のように図書館と博物館の「望ましい基準」を比較してみたが、圧倒的に図書館の記述が細かく、詳細な設計がなされている。図書館のサービスは基本となる部分は全国の図書館で共通しているため、構造化しやすく基準が作りやすい一方、博物館は館種や活動が多様であり、一律の体系を作りにくいという部分がある。こうしたことから直接の比較がしにくい部分もあるが、やはり連携やネットワークに関する記述が博物館側で不十分と思われる。博物館の連携やネットワーク化を進展させるためには、望ましい基準などで中核的な博物館の責務を示すだけでなく、必要な投資を行

う必要がある。

文部科学省・文化庁も、古くは科学系博物館活用ネットワーク推進事業、地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業、博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業など、ネットワークの形成を促す事業を重ねてきている。しかし、これらの事業は様々な共同事業を実施するための事業費はついていたが、それを企画し管理する労力は事務局館の持ち出しとなっていた。このため、事業の終了後もネットワークが組織的に維持されるケースは西日本自然史系博物館ネットワークなどごく一部のものに限られている。恒常的なネットワークの形成を図るためには事務局館への人的・施設などハード面での投資・支援も必要となる。その点、図書館の「望ましい基準」には、拠点となる都道府県立に必要な活動や人員、設備を積算できる根拠が述べられている。向上的なネットワーク形成に大事な視点である。

博物館ネットワーク改善のために： 拠点博物館制度試案

前述のように、博物館は館種や活動の特性も多様であり、一律に都道府県立館をネットワークの拠点とすることは難しいだろう。都道府県立博物館でも教員を学芸員として配置している館があり、研究や資料保全を含めた指導的立場での運営は厳しいケースもある。また、自然史部門を持たない、県立美術館は別にあるなど、ひとつの館が県内全ての博物館の集約拠点になることも難しい。都道府県博物館協議会のような研修や調整を主とした連携の活動はこれまで通り、県の博物館所管部門と県立館などが事務局を形成し運営をするということがよいが、ここでは、事業進展のための拠点として、異なる手法で拠点博物館を選定・設置することを提案したい。

拠点博物館の概要と義務

登録博物館の中から、道州単位程度の広がりを持った地域の特定事業分野における中核的な「拠点博物館」として選定することを提案したい。研究者として活躍する研究能力の高い学芸員を十分に有し、地域の当該分野・事業の博物館ネットワークの中核として機能してもらおう。拠点博物館は単独で機能を高めることを目的とするのではなく、広域の博物館群に寄与すること、その成果を広く発信すること、災害時には拠点として他館のバックアップに当たるなどの義務を迫る。

設置者から与えられる運営費と業務を超えて広域で活動する「拠点博物館」としての活動経費は研究環境整備費、ネットワーク活動費を含めて交付金制度などで支出するものとした。

選定手法

選定手法は活動の実態やニーズ、能力や計画を評価して、選定することを想定している。10年程度のプロジェクト期間で、具体的な計画と予算、目標と評価制度をもって提案し、評価を受けて採択される、大学における Center Of Excellence や Good Practice のような重点化制度として提案したい。公募事業として「新登録博物館」のうち、研究体制などが整った館を対象に数館ずつ募集し、改善を順次図りながら導入を進めることが現実的であろう。最終的には入れ替えもありながら全国に数十程度の拠点館が地理的・分野のバランスを保ちながら形成されることを念頭に置いている。

拠点博物館の対象館

中核的な博物館（公立・私立を問わない）だけでなく、大学博物館や国立博物館も対象とすることが望ましい。大学博物館も地域の重要な拠点となりえること、国立博物館はより広域の特定分野あるいは特定事業の拠点館として機能強化するこ

とが重要なことなどがその理由である。単独で拠点となるのが難しければ、比較的近隣の複数館で拠点を形成することもあり得るだろう。

拠点館での事業

拠点館単独での事業というよりは地域の博物館を巻き込んでどのようなプロジェクトを進めるかという具体のプランを提案してもらおう。例示的には次のような内容が考えられるだろう。

- ・観光拠点としての地域の対外コミュニケーションの強化。地域文化資源の発掘から発信、地域おこし、博物館コンテンツの活用につなげる。文化資源の価値を磨き上げることが全国的・国際的な文脈での発信を可能にする基礎である。
- ・コンテンツや巡回展示パッケージ制作拠点としての強化。博物館の発信能力全般の強化が必要となる。
- ・保存や研究活用、修復拠点、文化遺産防災拠点としての強化。南海地震を始め、備えなければならぬ状況も多々ある。地球温暖化を前提とした生物多様性の保全と社会の行動変化を目的とした博物館の活動をすすめるといった拠点も想定できるだろう。
- ・オープンデータ政策のコーディネーター、一次アグリゲータ。地域館の発信支援、活用支援などを行う。これまでのデータベースやウェブサイト構築にとどまらない、デジタル資源の社会活用までを視野に入れた取り組みが期待される。

拠点博物館の形成により推進できる施策事業には様々なものが想定できる。その中で、今、日本の博物館に必要とされる事業は何なのか、当該地域のニーズに適しているのか、これまでの実績や体制は十分なのか、実現可能性を含めて提出された企画を検討することになるとよいだろう。

拠点博物館事業で模索したいいくつかのアイデア

広域での中期展望を持った活動

地域博物館はしばしばその活動範囲を市町村や県境などに制限されていることがある。これは、博物館の活動の原資が地域内の納税者負担によるという論理による。しかし、資料研究や収集活動においては地域を越えて広く収集し、比較することで大きな成果が上がることはごく当然のことである。こうした「越境」を互いにすることで協力的体制は築かれていくが、現在の博物館制度は、こうしたことを実現できる余地が少ない。

今後のインバウンドは東京や京都ではなく、地方都市滞在型や、都市を離れた地域の魅力を追うものへとシフトすると言われている。文化観光立国も各地域特性の個性・魅力の発信へとシフトする必要がある。各地域でのコンテンツ制作・発信能力の強化が必要となる。その源泉には地域に基礎を据えた研究成果がなければならない。しかも、博物館のような文化コンテンツは広告のような即時性の効果は持ちようがない。中長期的な視野で、ときに地域の行政界を超えて活動し、各地の関連機関と連携協力して資料収集と研究を進めコンテンツを作るためには、拠点を形成し、地域の利害に直結しない資金の投入が必要になる。拠点博物館の研究条件を改善し、時間をかけて改善をしたい。

組織の「プロジェクト疲れ」を防ぐために

科学研究費で改善されたように、博物館クラスター事業など、複数年にかかる大型プロジェクトを交付する場合にも、用途を限定せず、基礎的条件の改善経費に使えるよう「間接経費」として一括交付することが施設側の「プロジェクト疲れ」をふせぐ。施設の改善や新事業展開へのモチベーションを維持するための大切な仕掛けとして、検討をしていただきたい。

国立館を含めた人的ネットワークの強化

連携をすすめるための即効性の仕掛けは、次世代の博物館資料活用を担う若手研究者にあるだろう。ポストドクタークラスの研究者に国立博物館と拠点博物館の架け橋になってもらいたい。学術振興会、あるいは国立独法などの所属としながら拠点博物館を任務地とする形で数年間に渡り、地域研究を推進し、その後さらに別の拠点に移動し、もしくは拠点館や他の研究機関でのキャリアをつなぐ人材形成を図る事ができれば、今後の持続的な人的なネットワーク形成につながっていくことが期待できる。この手法は大学のCOEやGP、博物館でも文化遺産防災などの取り組みである程度の成功を見せている。

現在、大学には本務研究者約30万人に対し、PD、DC1、2を合わせると毎年2,100名を超える学術振興会研究員が採用されている。現在登録博物館及び相当施設に所属する4,700名ほどの学芸員が活動しているが、その活性化のために同程度の比率で年50人程度の若手研究者がプロジェクトを遂行する施策はそれほど現実離れはしていないだろう。研究機関としての基盤推進としても有望と考える。

単独館で確保しづらいプロフェッショナル人材の確保

別項に博物館の機能拡大に伴って多様な専門的人材が必要になっていることを示した。しかし、こうした人材を各博物館の限られた人件費を割いて確保していくことは正直ハードルが高い。拠点博物館のようなプロジェクト型の人事の中で、必要な人材を確保し、成功事例を積み上げ、実装を図っていくことが現実的であろう。デザイナーが必要になる場合、デジタルアーキビストが重要な場合、政策コーディネーターを必要とするプロジェクトなど、必要になる人材はプロジェクトにより異なるだろう。そうした多様な博物館の発展は、将来の日本の博物館の成長の原資になるだろう。

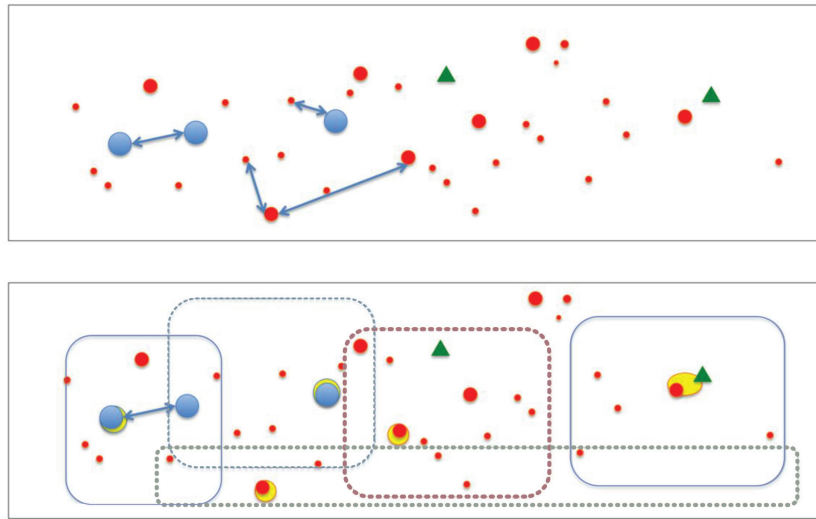


図1. 博物館のネットワーク化イメージ。現状（上）と拠点となる中核博物館や国立博物館を機能強化し、周辺の博物館をサポートできるようにした体制（下）。●の大小は博物館の規模を表す。▲は大学などを示す。下図で◎になっているものが拠点博物館として機能強化されたもの。個別の特別な連携から域内での連携に強化される。枠で囲われていない場所の中核館は次の拠点候補館。あるいは枠内にある中核館を機能強化してサポート範囲を拡張する。全国一律ではなくてもいくつかの実証プロジェクトからスタートするのが良いだろう。

各博物館の個性の増強

日浦（1972）は地方の自然史博物館は大規模博物館のミニチュアであってはずらず、ローカルであり特殊であってもその分野での一流を目指す「地方主義」を掲げていた。伊藤（1993）は「博物館の3つの型」として地域型・中央型・観光志向型に分けている。地域型の代表例として大阪市立自然科学博物館（現自然史博物館）や横須賀市博物館（現市自然・人文博物館）そして平塚市立博物館を上げている。一方で平塚市立博物館の浜口（2000）は利用実態に即して「放課後博物館」と「遠足博物館」に分けて論じた。後者は住民との接点の大きさを基準に、伊藤の3つの型の後者2つをまとめたものだ。これら3者の主張には地域博物館の理想の追求がある。地域博物館には、地域の課題に立脚し、地方博物館の学芸員が独自の視点で研究成果を再編成して示すような、高度な能力を要求するところがある。このような

学芸員の育成のためには、タコツボ化ではなく、一方で共同研究を含む研究交流や、広範囲な資料へのアクセスが重要にもなる。ネットワーク化はチェーン店化のような均質化ではなく、各博物館の個性の増強と相互の長所の強化のための制度でなければならない。

おわりに

本稿では、個別の博物館の活動や質的向上を促すため「新登録博物館制度」の必要性と、従来の博物館法や関連制度でほとんど触れられてこなかった博物館のネットワーク化の必要性と試案について（いささか荒削りな部分もあるが）提言としてみた。新登録博物館制度については第三者評価などを含め日本博物館協会の報告書に詳細にまとめられているので、ここでは重複を避けた。

現状の地方自治体行政の状況を見るに、ICOM

の博物館新定義案に示されたような、多様な現代の利用者ニーズ・地域ニーズに対応できるような体制を直営の公立博物館のままで実現することは素直に言って困難だ。それでも大きなインセンティブを伴って、現状の殻を破る博物館が複数できてほしい。こうした活動をプロジェクトを超えて恒常化させていくためには、中核的な博物館には行政の枠を超えたような地方独立行政法人による博物館運営や広域行政による一部事務組合などによる博物館運営、公立大学法人による博物館群経営など、今とは異なる博物館のあり方も必要になるだろう。しかし、そうした検討は将来のこととし、現下の地方館が抱える過疎化、投資不足による危機を乗り越えるためのプロジェクトとして、拠点形成によるネットワーク型の支援を、現場支援としての登録制度と合わせる形で提案してみた。

博物館の経営形態は、国及び地方の独立行政法人制度や指定管理者制度をつぶさに再検証しながら検討していくべきだろう。将来の博物館法はそうした柔軟さもまた必要なかもしれない。

博物館は図書館に比べ多様な内実を持つことは繰り返し述べてきた。この多様さは文化資源としても重要であり、これを損なわないためには、図

書館型の国、都道府県、市町村という垂直型ネットワークより、事業ごとに補完しながらさまざまなネットワークと博物館が関係している、「冗長性のあるネットワーク」とでもいうべきあり方が望ましいのではないだろうか（図1）。

引用文献

- 伊藤寿郎．1993．市民のなかの博物館．196pp．吉川弘文館，東京．
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議．2007．新しい時代の博物館制度の在り方について．120pp．文部科学省，東京．
- 日本博物館協会．2017．「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書．62pp．日本博物館協会，東京．
- 浜口哲一．2000．放課後博物館へようこそー地域と市民を結ぶ博物館．239pp．地人書館，東京．
- 日浦 勇．1972．人間と科学と教育の関係について．博物館研究，44（4）：1－4．
- 鷹野光行．2018．博物館登録制度の行方：日博協報告書と学術会議提言をめぐって．東北歴史博物館研究紀要，19：41－46．

